



外国人人材の採用について



こんなお悩みはありませんか？

✓ 採用の仕方がわからない!?

■制度や手続きがわからない。 ■技能実習生と特定技能人材のどちらがよいの? etc

✓ 入社後のフォローの仕方がわからない!?

■生活面のフォローがわからない。 ■きちんとコミュニケーションできるか心配 etc

そのお悩み

スマリンビジネスサービス

(外国人材紹介+登録支援機関)

SBSが悩みを解消します!

現場の方が安心できる人材をご紹介します!

Point 01

日本語能力試験N3合格以上

※特定技能介護では通常、介護資格試験と日本語能力試験N4です。

外国人人材は全て介護資格試験合格者、日本語能力試験N3合格以上
現在では日本在住者が多く、日本語のコミュニケーションや日本の文化を理解しています。



Point 02

採用から入社後までの フォロー支援及び生活支援サポート

※受入企業は、外国人が十分に理解できる言語(母国語)で実施することが義務化されています。※特定技能実施業務受託サービスは別途費用が必要となります。

入社後も母国語対応の専任スタッフが定期的な面談等を実施したり生活面の困りごとなどもフォローします。

Point 03

面倒な手続きはSBSにお任せ

※当社が登録支援機関として、出入国在留管理庁へ各書類の申請取次を承ります。申請費用は別途各種申請により必要です。

就労ビザ手続きなど面倒な手続きはすべてSBSがサポートします。※各種在留資格申請等

..... 各施設様のニーズに合わせた人材をご紹介します。

在留資格「介護」（介護福祉士）

特徴：在留期間の制限なく、即戦力として雇用できる。

メリット 介護福祉士試験に合格しているため知識や技術もレベルが高い。
業務制限がないため訪問介護も可能。長期雇用が可能。

デメリット 人材を探すのが比較的難しい。

在留資格「特定技能（介護）」

特徴：在留期間が最長5年間だが、介護福祉士の国家試験に合格すれば、
在留資格「介護」に変更でき長期雇用が可能。

メリット 業務内容などの制限が比較的少ない。※訪問介護は一定の条件下で可能。
転職者の確保が可能。

デメリット 介護福祉士試験に合格しなければ5年で帰国しなければならない。

ご採用いただいた施設様の声



日本での就労経験があるため、日本語も上手で、日本のマナーや価値観を理解しているので介護現場への適用も早く、職員・利用者ともに評判がいいです。



老々介護が住む介護現場ですが、初々しいスタッフが入社したことで現場が明るくなりました。



日本人スタッフの定着率や採用コストを考え、外国人採用を導入。今のうちから将来に向けての体制づくりをすすめています。



真面目に働く姿勢と素敵な笑顔で、入居者の方々にも可愛がっていただき好評です。

ご質問・お問い合わせ



0120-854-310

電話受付時間／10:00から17:00まで(祝日を除く)
担当／安江・池田・田中



sbs_global@sbs.sfc.co.jp

厚生労働大臣許可：派13-080224
有料職業紹介事業：13-コ080224
特定技能外国人登録支援機関：20登-003682

スミリンビジネスサービス株式会社

〒163-0927 東京都新宿区西新宿2-3-1 新宿モノリス27階
TEL 03-6863-7500 FAX 03-6863-7504
<http://www.sumirin-sbs.co.jp>